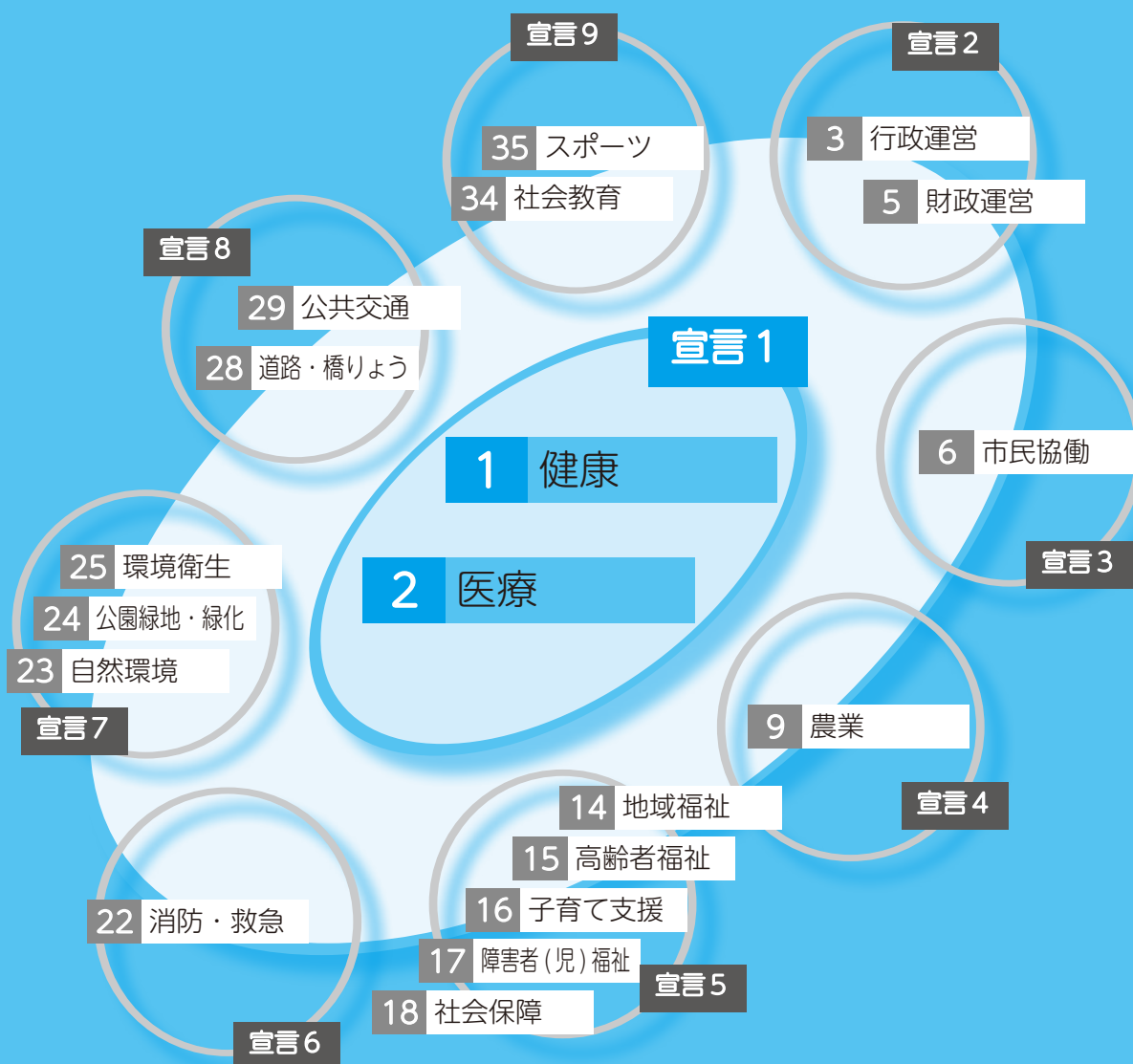


## 宣言 1

# 健康市民であられるまちをつくります

心も体も健康を保ち、日々の暮らしをいきいきと生きがいをもって送れるよう、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、人との交流など様々な活動を通して、自ら進んで健康づくりに取り組むことができる環境を整えます。



# 健康

- 1 健康づくりの推進
- 2 保健サービスの充実
- 3 感染症対策

## 1 健康づくりの推進

施策 011

<健康推進課・建設課・社会教育課>

### ●現状・課題

健康は、市民が生活を送る上で最も基本的なものであり、近年は健康への関心もますます高まっています。健康を維持するには、運動・栄養・心の健康といった基本的な要素から環境づくりまで、毎日の生活習慣が非常に重要になります。

本市では、平成 15 年度に策定した「みんなで進めるいぬやま健康プラン 21」（～平成 24 年度（2012 年度））に、平成 20 年度に「犬山市食育推進計画」を取り入れ、この計画の 9 分野に基づき、関係機関と協働して健康づくりに関する様々な施策を推進しています。計画には、「市民一人ひとりの健康づくり」・「地域全体の健康づくり」・「行政の役割」が盛り込まれ、市全体での健康づくりの推進を重視していますが、関係機関や市民に計画内容が十分に浸透しているとは言い難い状況です。

少子高齢社会や団塊の世代の大量退職を迎えるなか、人々がいきいきと暮らしていくには、一人ひとりの心身の状態、人間関係、環境を含めて、より良い状態であることが重要です。「健康市民づくり」をキーワードに市民と行政、関係機関が一体となって、ライフステージ※に応じた健康づくりを推進していくことが求められています。また、市民の憩いの場として、市民健康館（さら・さくら）周辺の関連施設の整備を検討していく必要があります。

### ●目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、健康に対する意識を高め、自ら進んで健康を保持する行動を実践することにより、健康的な生活習慣を身につけ、明るくいきいきと生活しています。

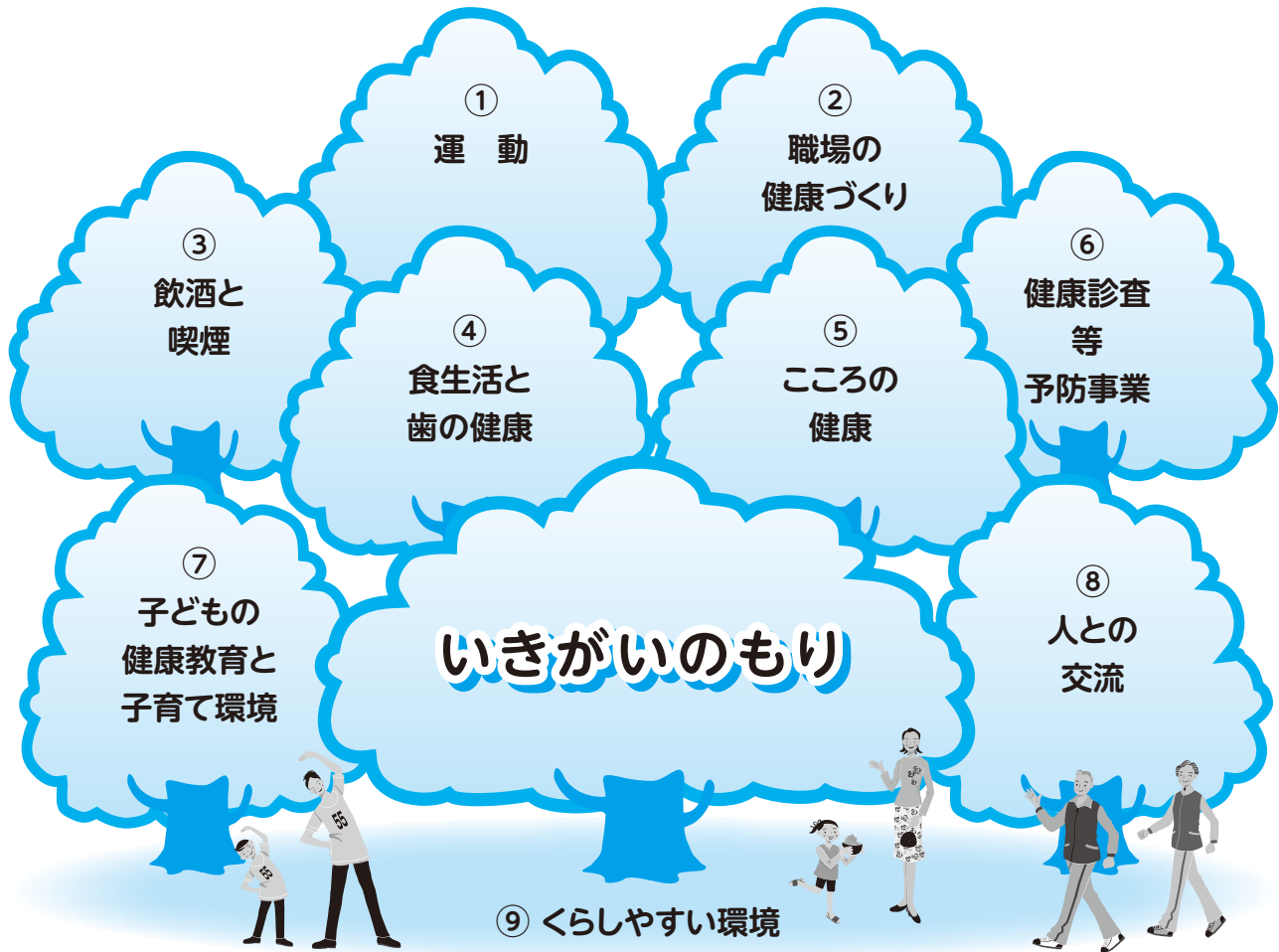
目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆健康であると思っている市民の割合	%	72.1	2010 年度	75.0	80.0
市民意識調査で『ご自分は、健康であると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。60 歳以上の方が「はい」と回答した割合が 66.1%と全体の 72.1%に比べ低いことから、今後改善を図り 80%を目標値として目指します。					
◆ウォーキングを含み週 2 回 30 分以上の運動をする人の割合	%	44.9	2010 年度	51.0	57.0
市民意識調査で『普段、運動（ウォーキングなども含む）をしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。年代を問わず半数以上の方が継続的に運動習慣をつけることを目指します。					
◆健康づくり応援参加宣言参加人数	人	2,584	2009 年度	5,000	8,000
健康づくりへの取組みを個人、企業、グループ、家族などで宣言してもらう「健康づくり応援参加宣言」への参加人数。市民の 1 割の参加を目指します。					



**ライフステージ** 人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

## 地域から健康づくりの輪を広げよう

市民が考える健康づくりを進めるための取り組み



(資料 健康推進課「みんなで進めるいぬやま健康プラン21」)

### ● 施策の展開方向

①健康づくり行動の展開	「健康づくり応援参加宣言」を推進するとともに、誰もが気軽に参加できるウォーキング事業や乳幼児、学童、妊産婦、成人、高齢者などライフステージに応じた健康づくり事業を実施することにより、市民の健康意識を醸成し、市民自らの健康づくり行動を促します。
②市民ボランティアの育成支援	健康づくり推進員や食生活改善推進員、さら・さくら会などをはじめ、地域での健康づくり活動を支援するボランティアの育成と活動支援を行います。
③市民の健康を支える環境整備	市民の日常的な健康づくりの活動を支える拠点である市民健康館（さら・さくら）の利用促進に向けた駐車場の拡張や、ふれあい広場をはじめとした関連施設の環境整備を進めるとともに、健康づくりにつながる活動の場である遊歩道や体育館、グラウンドなどの整備を行います。
④全庁的な推進体制の確保	現在、市が各分野で実施している健康づくりに関連する事業を、「健康づくり事業」として体系化し、全庁的に健康づくりに取り組む推進体制を確保します。

### ● 重点事業

健康づくり事業	健康市民づくりを促進する事業を総合的に実施します。主には、子宮頸がん予防ワクチンと乳幼児・75歳以上を対象とした肺炎球菌ワクチン、乳幼児用を対象としたインフルエンザ菌b型（Hib＝ヒブ）ワクチンの接種などの任意予防接種費用の助成を行うほか、ウォーキングマップや案内看板の作製を行います。現在、本市が各分野で実施している健康づくりに関連する事業を、「健康づくり事業」として体系化して展開します。
---------	--

## ●現状・課題

本市では、保健センターを拠点とした母子保健や予防接種の取組み、市民健康館（さら・さくら）を拠点とした成人保健や健康診査の取組みをはじめ、福祉や医療と連携を図りながら、総合的な保健サービスを提供しています。

平成 19 年度からの乳児家庭全戸訪問事業※（こんにちは赤ちゃん事業）や、国による平成 20 年度からの医療制度改革での特定健康診査※の開始に加え、妊婦健康診査や予防接種の充実、生活習慣病※予防のための保健指導の強化が求められるなど、少子高齢化に伴い、保健・医療・福祉の分野全体で制度が目まぐるしく変化しています。そうした各種制度の動向や市民ニーズを見定め、本市の現状を分析し、関係機関との連携を密にした効果的な保健サービスを提供していくことが求められています。

## ●目指す姿と目標指標

ライフステージ※に合わせた個々の健康診査や各種健康相談、健康教室が充実し、出生時から高齢期に至るまで安心して健康的な生活を維持することができます。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆特定健康診査受診率	%	43.2	2009 年度	65.0	65.0
特定健康診査受診者数／対象者数。国の目標値であり、本市の特定健康診査等実施計画（平成 20 年度～平成 24 年度（2012 年度））の目標値でもある 65%を目指します。					
◆がん検診受診率	%	21.7	2009 年度	50.0	50.0
がん検診の受診率。愛知県がん対策推進計画（平成 20 年度～平成 24 年度（2012 年度））の目標値を目指します。					
◆妊婦健康診査の平均受診回数	回	11.2	2009 年度	14	14
妊娠初期から出産までに受診する健康診査回数。国により健診を受けることが望ましいと示された回数を目指します。					

## ●施策の展開方向

①健康診査・教育・相談の推進	成人から老年期における生活習慣病の予防やがんの早期発見に向けて、特定健康診査・がん検診・歯科健康診査・緑内障検診などの健康診査を行うほか、生活習慣病改善のための健康教育・相談などの充実を図ります。
②妊婦・乳幼児の健診・相談の推進	妊婦健康診査・乳幼児健康診査・赤ちゃん訪問・乳幼児健康相談を実施し、妊娠期から出産、乳幼児に関する母子保健サービスを充実します。

## 用語解説

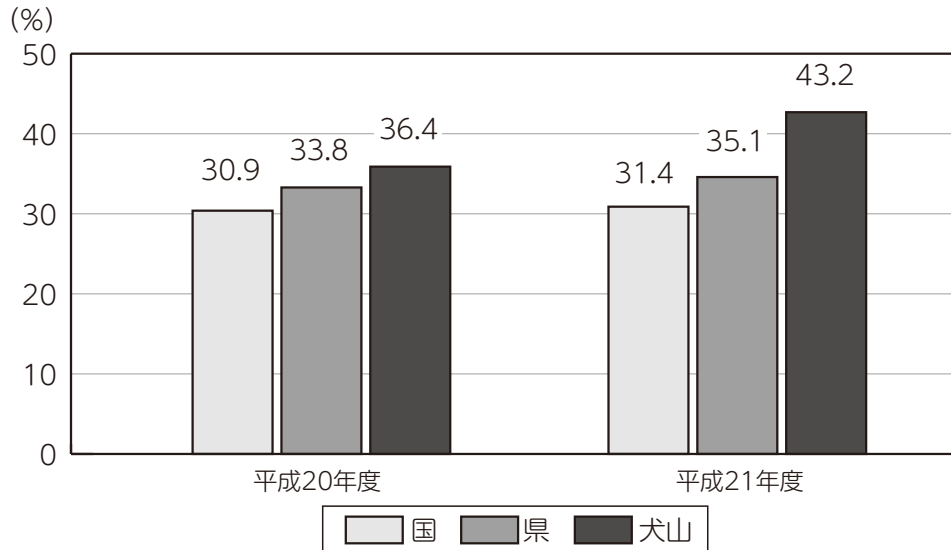
**乳児家庭全戸訪問事業** 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う。

**特定健康診査** 糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40 歳から 74 歳までを対象として実施される健診のこと。

**生活習慣病** 心臓病、高血圧症、糖尿病、がん、脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。

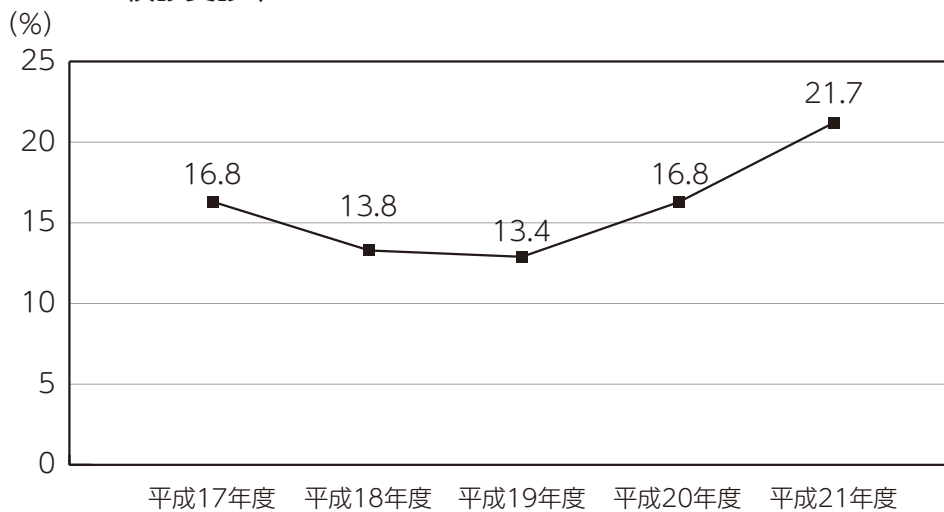
**ライフステージ** 人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

## 特定健康診査受診率



(資料 健康推進課)

## がん検診受診率



(資料 健康推進課)



休日急病診療所



保健センター

## ●重点事業

## 特定健康診査事業

国民健康保険加入者の40歳から74歳までを対象として健康診査を実施することにより、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防を図ります。

## 妊婦・乳幼児健康診査事業

妊婦・乳幼児を対象として健康診査を実施することにより、母体や胎児の疾病の早期発見並びに乳幼児の発育・発達の確認や異常の早期発見などに努め、妊婦・乳幼児の健康保持の増進を図ります。

## ●現状・課題

平成 21 年に新型インフルエンザが発生し、世界的な流行を引き起こしましたが、こうした感染症の流行は市民生活に大きな影響を及ぼします。市民一人ひとりが正しい知識を持ち、予防に向けた行動をとることができるよう情報提供や啓発を行い、感染症の発生予防やまん延防止に努め、疾病の流行を最小限に抑えていくことが必要です。

現在、本市では、ポリオ、BCG、MR（麻疹、風疹混合）、三種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳混合）、日本脳炎の 5 種類の予防接種を乳幼児期と学童期を中心に定期的に行っています。また、65 歳以上の高齢者にはインフルエンザワクチン接種費用の一部助成を行っています。

感染症対策の中でも予防接種は最大の防御策であり、高い接種率を保つことが市民全体の免疫水準を維持することにつながるため、接種機会を安定的に確保するとともに、接種を促し、予防接種を一層有効なものにしていくことが求められています。また、感染症が流行したときには、迅速に行政や関係機関が連携し、予防防災対策や市民への情報提供を実施することも求められています。

## ●目指す姿と目標指標

感染症に対する知識の普及が図られ、安心して検査や治療を受けられる体制が整っており、感染症全般の拡大を防止するための備えができています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆MR 予防接種率	%	94.1	2009 年度	95.0	96.0
生後 12 か月から 24 か月までと小学校就学前 1 年間を対象とする接種率。麻疹排除に向けて国の取り組みでの目標接種率を目指します。					
◆高齢者インフルエンザ予防接種率	%	51.1	2009 年度	55.0	60.0
65 歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種率。高齢者インフルエンザ予防接種率は、平成 18 年度 50.9%で平成 21 年度は 51.1%と横ばいで推移しています。今後さらなる接種率の向上を図り、目標接種率 60%を目指します。					

## ●施策の展開方向

①予防接種の実施と知識の普及推進	法定予防接種や任意接種などの区分に応じて、乳幼児期から老年期に至るまでの各種予防接種の実施と正しい知識の普及啓発に努めます。
②任意予防接種費用の助成	子宮頸がん予防ワクチンや肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンなどの任意予防接種に係る接種費用の助成を実施することにより、各種感染予防対策の充実を図ります。
③感染症予防体制の確立	インフルエンザをはじめ伝染病やエイズなど各種感染症の予防知識の普及に努めるとともに、感染症の流行など様々な状況に対応できるよう行政と関係機関が連携を強化し感染症予防体制を確立します。

## ●重点事業

法定予防接種事業	対象年齢や接種方法が法律で定められた予防接種（ポリオ、BCG、MR（麻疹、風疹混合）、三種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳混合）、日本脳炎）の接種率の向上を図りながら適切に接種を実施します。
任意予防接種助成事業	法定予防接種以外に本市が独自に、子宮頸がん予防ワクチン、肺炎球菌ワクチン（乳幼児）、肺炎球菌ワクチン（75 歳以上）、ヒブワクチン（乳幼児）の予防接種費用を助成することにより、接種しやすい環境づくりを提供し、感染症対策の充実を図ります。

## 基本施策2

(宣言1)

## 医療

- 1 地域医療の充実
- 2 救急医療の充実

## 1 地域医療の充実

施策 021

&lt;健康推進課&gt;

## ●現状・課題

今日では、高齢者が増加傾向にあり、市民の健康寿命<sup>\*</sup>を延ばしていくことが、地域の活力の源にもつながる重要な課題となっています。健康寿命を延ばしていくためには、医療における人材不足を解消し、地域の医療体制を充実していくことが不可欠です。看護医療を担う地元看護学校の尾北看護専門学校は、管内就職率が47.5%でしたが、平成21年度に定時制から全日制となったため、今後、さらに管内医療機関への就職を推進し、地元医療の充実や人材不足の解消をしていくことが必要となります。また、在宅医療を行う訪問看護ステーションの支援を強化するとともに、今後も社団法人尾北医師会と協力しつつ、地域の診療所と専門医療や高度医療としての役割を担う病院との病診連携を強化し、救急医療に関する第1次救急医療機関<sup>\*</sup>と第2次救急医療機関<sup>\*</sup>による機能分担と連携を明確にすることにより、地域医療を充実させていくことが必要です。

## ●目指す姿と目標指標

社団法人尾北医師会による協力と指導のもとで、地域の診療所と病院が連携した地域診療システムが確立し、市民が安心して医療を受けることができます。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆尾北看護専門学校卒業生の管内就職率	%	47.5	2009年度	55.0	60.0
年度ごとの尾北看護専門学校卒業生に占める管内医療機関への就職率。管内就職率が47.5%であったが、平成21年度に定時制から全日制となったため、管内就職率60%を目標に目指します。					
◆第2次救急医療機関数	病院	3	2009年度	3	3
地域診療所の後方支援の役割を担う圏域での第2次救急医療機関の数。尾張北部地域では、医療法人社団志聖会犬山中央病院、愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、医療法人医仁会さくら総合病院が第2次救急医療機関として指定されており、今後も医療機関の充実や病診連携の強化の継続を目指します。					

## ●施策の展開方向

①病診連携の推進	社団法人尾北医師会との連携により、地域の医療機関と病院との病診連携を強化するとともに、かかりつけ医の定着化などを進めます。
②看護師育成の支援	管内にある尾北看護専門学校の運営に係る支援を継続して行い、地域医療の充実に欠かせない看護師育成を支援します。
③尾北看護専門学校卒業生管内就職の推進	尾北看護専門学校を卒業する看護師に対して、管内の医療機関への就職を促進し、管内医療機関の充実や人材不足などの問題解消を図ります。

## ●重点事業

病診連携の推進事業	社団法人尾北医師会と連携し地域の医療機関の相互連携と機能分担を促進することで病診連携体制の強化を図ります。
-----------	---

用語解説

**健康寿命** 平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のことで、平均寿命から衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いた寿命のこと。

**第1次救急医療機関** 軽いけが、かぜ、子どもの軽症の熱発患者など入院の必要がなく休日・夜間の時間外に自力により受診可能な比較的軽症を診察（点滴、小処置、内服薬処方など）するとともに、手術や入院治療を要する重症救急患者を、高次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う救急医療施設。

**第2次救急医療機関** 事故や急病による傷病者に対して適切な医療行為が実施できる医療体制の整備された総合的な病院。尾張北部地域においては、医療法人社団志聖会犬山中央病院、愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、医療法人医仁会さくら総合病院（平成22年12月現在）。

## ●現状・課題

本市では、休日（日曜・祝日）の急病患者に対する医療サービスとして、休日急病診療所で診療を施しており、さらに休日の夜間（午後5時～午後8時）には、市内在住の当番医師が、引き続き自宅の診療所で診療にあたっています。また、緊急入院や緊急手術が必要な急病患者については、第2次救急医療機関※で対応するとともに、第2次救急医療機関の後方病院として、脳卒中、心筋梗塞その他特殊診療を必要とする重篤な救急患者の救命を24時間体制で行う救命救急センターとしての第3次救急医療体制※が構築されています。

今後も、このような休日、夜間などにおける急病患者や重篤患者に対して、各医療機関の役割分担のもと、速やかに対応できる医療システムを維持していくことが必要です。また、救急車への救急救命士の乗車数を増加するなどの救急搬送体制の充実を図っていくことも必要です。

## ●目指す姿と目標指標

社団法人尾北医師会の協力のもとで、休日急病診療所における医療機器、診療体制が充実し、休日や夜間でも迅速に医療サービスを受けることができます。さらに、救急救命士数を増加し、3台ある救急車に、常時2人の救急救命士が乗車している状態になっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆休日急病診療所開設日数	日	70	2009年度	70	118
年間の日曜日、国民の祝日、年末年始に休日急病診療所を開設した日数。土曜日の午後も開設することを目指します。					
◆消防署の運用救命士の配置	人	14	2009年度	18	20
救急搬送体制を担う救急救命士の数。3台の救急車に常時2人の救急救命士が乗車していることが可能となる数を目指します。					

## ●施策の展開方向

①休日急病診療所の充実	レントゲンをはじめとした医療機器・設備の充実を図るため、最新機材を導入するほか、社団法人尾北医師会犬山支部の協力により、診療日に土曜日（午後）も加え、開設日数の増加を促進することで診療サービスの向上を図ります。
②第2次救急医療機関の充実	第1次救急医療機関※の後方病院として、常時、救急医療の態勢をとり、緊急入院や緊急手術を要する患者に対し、適切な処理ができるよう体制の整備や医療サービスの向上を図ります。
③専門的人材の確保	常時2人の救急救命士が救急車に乗車可能となる救急救命士の確保を図ります。

## 用語解説

**第2次救急医療機関** 事故や急病による傷病者に対して適切な医療行為が実施できる医療体制の整備された総合的な病院。尾張北部地域においては、医療法人社団志聖会犬山中央病院、愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、医療法人医仁会さくら総合病院（平成22年12月現在）。

**第3次救急医療体制** 脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等における重篤な救急患者の救命を24時間行う医療体制。医療機関としては、尾張北部医療圏域では小牧市民病院（平成22年12月現在）。

**第1次救急医療機関** 軽いけが、かぜ、子どもの軽症の熱発患者など入院の必要がなく休日・夜間の時間外に自力により受診可能な比較的軽症を診察（点滴、小処置、内服薬処方など）するとともに、手術や入院治療を要する重症救急患者を、高次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う救急医療施設。